令和５年２月 22 日

各局（部）幹事課長　様
危機管理監危機管理課長　様
教育委員会事務局管理部総務課長　様
人事委員会事務局合同総務課長　様
警察本部警務部警務課長　様

健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策担当課長

マスク着用の考え方の見直し等について（令和５年３月 13 日以降の取扱い）

このことについて,令和５年２月 10 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡及び２月 14 日付け同本部及び医政局地域医療計画課事務連絡により，令和５年３月 13 日から，感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については，行政が一律にルールとして求めるのではなく，個人の主体的な選択を尊重し，着用は個人の判断に委ねることを基本とする方針が示され，県においても対処方針を改正し，３月 13 日から適用することとしました。

ついては，国及び本県の３月 13 日以降の「マスク着用」の考え方の見直しを踏まえ，貴課所管の関係機関に周知していただくようお願いします。

担当　感染症事案対策グループ
電話　082-513-3068（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
（担当者　髙邊）

**別紙**

**新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針針（令和２年５月 15 日制定（令和５年２月 21 日一部改正））３（3）マスクの着用（抜粋）**

○　感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については，令和５年３月 13 日から行政が一律にルールとして求めるのではなく，個人の主体的な選択を尊重し，着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

○　ただし，高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため，マスクの着用が効果的な次の場面等では，マスク（不織布マスクを推奨）の着用を推奨する。

**【マスクの着用が効果的な場面等】**

①　医療機関受診時

②　高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

③　通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時
（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線，高速バス，貸切バス等）を除く。）

④　新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

⑤　高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については，勤務中
（勤務中であっても，従業員にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については，各医療機関や高齢者施設等の管理者が適宜判断する。例えば，周囲に人がいない場面や，患者や入所者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない，といった判断が想定される。）

○　周囲の方に感染を広げないため，新型コロナの陽性者は自宅（宿泊）療養期間中，同居家族等の濃厚接触者は待機期間中の外出を自粛するとともに，発熱等の症状のある方も外出を控える。なお，通院等やむを得ず外出をする時には，人混みを避け，マスクを着用する。

○　マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが，事業者が感染対策上又は事業上の理由等により，利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。